

※ 函館市プレミアム付商品券取扱事業所登録申請をする際は、必ず申請書に本誓約書を添付してください。

なお、本誓約書の提出がない場合は、函館市プレミアム付商品券取扱事業所の指定を受けることができません。

誓約書

函館市プレミアム付商品券取扱事業所の指定に関して、次のとおり誓約します。

- 営業をする際は、国の提唱する「新しい生活様式」（業種ごとの感染拡大予防ガイドライン）を参考に、必要に応じて適切な予防対策を講じます。
- 次の1～5のいずれにも該当しません。
 - 1 事業者の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
 - 2 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。
 - 3 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしたと認められる。
 - 4 事業者の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等直接的または積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められる。
 - 5 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。

年 月 日

函館市プレミアム付商品券発行业実行委員会 様

所在地

名称

代表者名



※代表者本人が署名した場合は、押印不要です。